

長崎県浄化槽事務取扱要領 新旧対照表

制定 昭和 61 年 3 月 4 日
 改正 平成 2 年 3 月 26 日
 平成 10 年 10 月 29 日
 平成 14 年 4 月 19 日
 平成 18 年 1 月 30 日
 平成 27 年 3 月 31 日
 平成 31 年 1 月 28 日
令和 2 年 2 月 18 日

新	旧
<p>第1 趣旨 この要領は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定により、長崎県内（保健所設置市を除く。）に設置された、若しくは今後設置される浄化槽について、その設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 設置場所等 設置場所は、次によること。 (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する区域内においては、設置してはならない。 (2) 設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから 5 m 以上離すこと。 (3) 保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗の屋内には、設置してはならない。 イ. 保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ 2 m 以上）を確保すること。 ロ. スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。 ハ. 衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。 (4) 浄化槽は、原則として同一敷地につき 1 基とする。ただし、これによるものが著しく困難である場合、若しくは浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日付け衛浄第 67 号）の規定に基づき、複数戸に 1 基の浄化槽を設置する場合はこの限りではない。</p> <p>第3 放流先 放流先は、次によること。</p>	<p>第1 趣旨 この要領は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令の規定により、長崎県内（保健所設置市を除く。）に設置された、若しくは今後設置される浄化槽について、その設置及び維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 設置場所等 設置場所は、次によること。 (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する区域内においては、設置してはならない。 (2) 設置しようとする場所の付近に、飲料に供する井戸又は底部が地中に埋設されている受水槽がある場合は、それから 5 m 以上離すこと。 (3) 保守点検及び清掃に支障のない屋外に設置すること。やむを得ず、屋内に設置するときは、次によること。ただし、食品取扱店舗の屋内には、設置してはならない。 イ. 保守点検及び清掃上必要な区間（槽の上部から高さ 2 m 以上）を確保すること。 ロ. スラブは、他の用途に耐える強度を備えていること。 ハ. 衛生上支障がない換気設備及び照明設備を設けること。 (4) 浄化槽は、原則として同一敷地につき 1 基とする。ただし、これによるものが著しく困難である場合、若しくは浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（平成 6 年 10 月 20 日付け衛浄第 67 号）の規定に基づき、複数戸に 1 基の浄化槽を設置する場合はこの限りではない。</p> <p>第3 放流先 放流先は、次によること。</p>

- (1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。
- (2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。
- (3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
- (4) 都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。

第4 設置手続

1. 設置等の届出

浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に、次に掲げる関係書類を添付して保健所長へ提出するものとする。ただし、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項の通知（以下「確認申請等」という。）を要する場合は、本取扱要領第4の3のとおりとする。

なお、現場打ち浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を土木部建築課へ提出するものとする。

- イ. 浄化槽構造図
- ロ. 処理対象人員算定書
- ハ. 建物の周辺図、配置図（浄化槽位置記載）及び建築物各階平面図（面積用途明示）
- ニ. 給排水管図
- ホ. 設計計算書
- ヘ. 処理工程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及びシーケンス図を含む。）
- ト. 設計者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類
- チ. 個別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、その名簿を提出する旨の誓約書
- リ. 分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類
- ヌ. 法定検査依頼書（様式第2号）
- ル. 誓約及び承諾書（様式第3号）
- ヲ. 浄化槽法第13条第1項又は同条第2項の規定により型式の認定を受

- (1) 原則として、都市下水路、河川等その他適当な放流先があること。
- (2) 私設の下水溝、水路その他これに類するところに放流する場合は、当該所有者・管理者の承諾を受けること。
- (3) 環境衛生上又は利水上支障のない場所であること。
- (4) 都市下水路等の適当な放流先がなく、かつ衛生上支障がない場合に限り、関係行政機関と協議の上、地下浸透等による処理水の放流措置を考慮できること。

第4 設置手続

1. 設置等の届出

浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）又は浄化槽の構造若しくは規模の変更（処理方式の変更を伴うもの、若しくは処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴うものに限る。）をしようとする者は、その浄化槽について工事に着手する前に、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書に、次に掲げる関係書類を添付して保健所長へ提出するものとする。ただし、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請若しくは同法第18条第2項の通知（以下「確認申請等」という。）を要する場合は、本取扱要領第4の3のとおりとする。

なお、現場打ち浄化槽については、事前に浄化槽構造審査願（様式第1号）を土木部建築課へ提出するものとする。

- イ. 浄化槽構造図
- ロ. 処理対象人員算定書
- ハ. 建物の周辺図、配置図（浄化槽位置記載）及び建築物各階平面図（面積用途明示）
- ニ. 給排水管図
- ホ. 設計計算書
- ヘ. 処理工程図及び仕様書（容量計算、配筋計算及びシーケンス図を含む。）
- ト. 設計者以外の者が使用する場合は、必要に応じ維持管理の方法を明らかにした書類
- チ. 個別に浄化槽を設置した建売住宅の場合は、入居者が決定した都度、その名簿を提出する旨の誓約書
- リ. 分譲マンション、建売住宅団地等で全体の汚水を集合処理する浄化槽であって、入居者による管理が必要な場合は管理組織の結成を誓約する書類
- ヌ. 法定検査依頼書（様式第2号）
- ル. 誓約及び承諾書（様式第3号）
- ヲ. 浄化槽法第13条第1項又は同条第2項の規定により型式の認定を受

けた浄化槽にあつては、認定書（浄化槽法第 16 条による更新を受けたものはその認定書）の写し及び建築基準法第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づく型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む。）の写しを添付することにより、前述のイ、ホ、へ、トの書類を省くことができる。

ワ. 別に定める「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱要領」に基づき算定人員を減じる場合は、「一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願ひ」（別紙 1）

カ. その他保健所長が特に行政上必要と認めて要求する書類

2. 届出書の審査及び受理書の交付

届出書の審査及び受理書の交付は、次によること。ただし、確認申請等を伴う場合は第 4 の 3 のとおりとする。

イ. 前項の届出書の提出があった場合、保健所長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。

ロ. 保健所長は、提出された届出書 1 部を速やかに建築主事へ送付するものとする。

ハ. 保健所長は、提出された届出書（第 4 の 3 のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。） 1 部を速やかに市町長へ送付するものとする。

ニ. 市町長は、必要があると認められるときは前号の届出書の受理後速やかに保健所長に対して意見を述べるものとする。

ホ. 保健所長は、浄化槽法第 5 条第 2 項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

ヘ. 特定行政庁は、浄化槽法第 5 条第 3 項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更、廃止命令書（様式第 5 号）により、行うものとする。

ト. 保健所長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第 6 号）を交付するものとする。

チ. 保健所長は、提出された届出書（第 4 第の 3 のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。） 1 部を一般財団法人長崎県浄化槽協会（以下「浄化槽協会」という。）へ送付するものとする。

3. 確認申請等を要する場合

確認申請等を要する場合は、次によること。

イ. 確認申請等を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする

けた浄化槽にあつては、認定書（浄化槽法第 16 条による更新を受けたものはその認定書）の写し及び建築基準法第 68 条の 10 第 1 項の規定に基づく型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む。）の写しを添付することにより、前述のイ、ホ、へ、トの書類を省くことができる。

ワ. その他保健所長が特に行政上必要と認めて要求する書類

2. 届出書の審査及び受理書の交付

届出書の審査及び受理書の交付は、次によること。ただし、確認申請等を伴う場合は第 4 の 3 のとおりとする。

イ. 前項の届出書の提出があった場合、保健所長は、記載事項及び添付書類に不備がないことを確認して受理するものとする。

ロ. 保健所長は、提出された届出書 1 部を速やかに建築主事へ送付するものとする。

ハ. 保健所長は、提出された届出書（第 4 の 3 のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。） 1 部を速やかに市町長へ送付するものとする。

ニ. 市町長は、必要があると認められるときは前号の届出書の受理後速やかに保健所長に対して意見を述べるものとする。

ホ. 保健所長は、浄化槽法第 5 条第 2 項の規定により浄化槽の設置又は変更の計画について必要な勧告をするときは、浄化槽改善勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

ヘ. 特定行政庁は、浄化槽法第 5 条第 3 項の規定により設置計画の変更又は廃止を命ずるときは、浄化槽変更、廃止命令書（様式第 5 号）により、行うものとする。

ト. 保健所長は、届出の内容が適当であると認めた場合には、速やかに浄化槽設置・変更届受理書（様式第 6 号）を交付するものとする。

チ. 保健所長は、提出された届出書（第 4 第の 3 のロにより、建築主事又は指定確認検査機関から送付されたものを含む。） 1 部を一般財団法人長崎県浄化槽協会（以下「浄化槽協会」という。）へ送付するものとする。

3. 確認申請等を要する場合

確認申請等を要する場合は、次によること。

イ. 確認申請等を必要とする建築物に付属して浄化槽を設置しようとする

る場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。

ロ. 建築主事又は指定確認検査機関は、提出された届出書3部を速やかに保健所長へ送付するものとする。

ハ. 保健所長は必要があると認めるときは、前号の届出書の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。

(届出書の提出部数)

届出の種別	届出先	届出書の宛名及び提出部数
浄化槽法第5条第1項の届出	保健所	知事宛 4部
建築基準法第6条第1項の届出	特定行政庁(建築主事)	建築主事宛 5部
建築基準法第6条の2第1項の届出	指定確認検査機関	知事宛 5部

第5 浄化槽の工事完了及び使用開始の報告

1. 工事完了及び使用開始の報告

浄化槽法第10条の2第1項の規定による使用開始の報告は、様式第7号により保健所長へ2部提出するものとし、浄化槽管理者は、これと併せ工事完了についても同様式により報告するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のチと同様に処理するものとする。

2. 工事の検査

保健所長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うものとし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。

る場合には、浄化槽設置届出書を確認申請書又は計画通知書に添付して建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。

ロ. 建築主事又は指定確認検査機関は、提出された届出書3部を速やかに保健所長へ送付するものとする。

ハ. 保健所長は必要があると認めるときは、前号の届出書の受理後速やかに、建築主事又は指定確認検査機関に対して意見を述べるものとする。

(届出書の提出部数)

届出の種別	届出先	届出書の宛名及び提出部数
浄化槽法第5条第1項の届出	保健所	知事宛 4部
建築基準法第6条第1項の届出	特定行政庁(建築主事)	建築主事宛 5部
建築基準法第6条の2第1項の届出	指定確認検査機関	知事宛 5部

第5 浄化槽の工事完了及び使用開始の報告

1. 工事完了及び使用開始の報告

浄化槽法第10条の2第1項の規定による使用開始の報告は、様式第7号により保健所長へ2部提出するものとし、浄化槽管理者は、これと併せ工事完了についても同様式により報告するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のチと同様に処理するものとする。

2. 工事の検査

保健所長、建築主事又は指定確認検査機関は浄化槽の工事について必要があると認めるときは検査を行うものとし、工事不良の浄化槽については、必要な指導を行うものとする。設置者は、当該手直し又は改善工事が完了したときは、その旨を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に申し出、再検査を受けなければならない。

第6 浄化槽技術管理者等の変更等の報告等

1. 浄化槽技術管理者の変更の報告

浄化槽法第10条の2第2項の規定による報告は、様式第8号により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

2. 浄化槽管理者の変更の報告

浄化槽法第10条の2第3項の規定による報告は、様式第9号により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

3. 浄化槽の使用廃止の届出

浄化槽法第11条の3の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号の3（以下「環境省施行規則様式第1号の3」という。）により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

4. 浄化槽の使用休止（再開）の届出

浄化槽の使用休止に関する浄化槽法第11条の2第1項の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号により保健所長へ3部提出するものとする。また、浄化槽の使用再開に関する浄化槽法第11条の2第2項の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号の2により保健所長へ3部提出するものとする。環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号及び様式第1号の2の記載方法及び添付書類については、後に示す各様式に記載の補足事項のとおりとする。

保健所長は、提出された届出書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

保健所長は、浄化槽管理者が不明で使用実態のない浄化槽について、保健所長の権限によりみなし休止とすることができる。

第7 その他の変更等の手続

設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第6の1、2及び4に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、速やかに変更又は取り下げの届出書を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、設置者又は浄化槽管理者は、次表1のロ、ニ、トにあつては事前に届出書を提出しなければならない。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同

第6 浄化槽技術管理者等の変更等の報告等

1. 浄化槽技術管理者の変更の報告

浄化槽法第10条の2第2項の規定による報告は、様式第8号により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

2. 浄化槽管理者の変更の報告

浄化槽法第10条の2第3項の規定による報告は、様式第9号により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

3. 浄化槽の使用廃止の届出

浄化槽法第11条の2の規定による届出は、環境省関係浄化槽法施行規則様式第1号（以下「環境省令様式第1号」という。）により保健所長へ3部提出するものとする。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

4. 浄化槽の使用休止（再開）の届出

浄化槽管理者は、浄化槽の使用を1年以上休止する場合は、その日から30日以内に浄化槽使用休止届出（様式第19号）を保健所長へ3部提出しなければならない。また、使用を再開する場合は、再開後30日以内に浄化槽使用再開届出（様式第19号）を保健所長へ3部提出しなければならない。

保健所長は、提出された届出書を第4の2のハ及びチと同様に処理するものとする。

保健所長は、浄化槽管理者が不明で使用実態のない浄化槽について、浄化槽協会からの報告をもって、保健所長の権限により休止扱いとすることができる。

浄化槽管理者は、休止期間中の浄化槽について、保守点検、清掃及び法定検査の義務を免除されるが、当該浄化槽を原因とする生活環境保全上の支障が発生した場合はこの限りではない。

第7 その他の変更等の手続

設置者又は浄化槽管理者は、届出事項（第6の1、2及び4に規定する事項を除く。）に変更を生じたとき又は設置届出書の取り下げをするときは、次表の区分にしたがって、速やかに変更又は取り下げの届出書を保健所長、建築主事又は指定確認検査機関に提出しなければならない。なお、設置者又は浄化槽管理者は、次表1のロ、ニ、トにあつては事前に届出書を提出しなければならない。保健所長は、提出された報告書を第4の2のハ及びチと同

様に処理するものとする。

1. 確認申請等を伴わない場合
(ただし、下記表中の変更事項イについては確認申請等を伴う場合を含む。)

変 更 事 項	処理区分	提 出 書 類	提出先	提出部数
イ. 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第 10 号)	保健所長	3 部
ロ. 放流先、放流経路または放流方法の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第 10 号) 放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	保健所長	3 部
ハ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書 (環境省施行規則様式 1 号の 3)	保健所長	3 部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4 部
ニ. 既設浄化槽の一部を改造する場合 (処理能力の 10%未満の変更)	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第 10 号) 新、旧構造図 (改造部分を明らかにする構造図) その他必要な書類	保健所長	3 部
ホ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第 11 号)	保健所長	3 部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4 部
ヘ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第 11 号)	保健所長	3 部
ト. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第 10 号) 建物の平面図、人員算定表、その他必要	保健所長	3 部

様に処理するものとする。

1. 確認申請等を伴わない場合
(ただし、下記表中の変更事項イについては確認申請等を伴う場合を含む。)

変 更 事 項	処理区分	提 出 書 類	提出先	提出部数
イ. 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第 10 号)	保健所長	3 部
ロ. 放流先、放流経路または放流方法の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第 10 号) 放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	保健所長	3 部
ハ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽廃止届出書 (環境省令様式 1 号)	保健所長	3 部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4 部
ニ. 既設浄化槽の一部を改造する場合 (処理能力の 10%未満の変更)	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第 10 号) 新、旧構造図 (改造部分を明らかにする構造図) その他必要な書類	保健所長	3 部
ホ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第 11 号)	保健所長	3 部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4 部
ヘ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書 (様式第 11 号)	保健所長	3 部
ト. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書 (様式第 10 号) 建物の平面図、人員	保健所長	3 部

		な書類（設計計算書等）		
チ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書（環境省施行規則様式第1号の3）	保健所長	3部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4部

		算定表、その他必要な書類（設計計算書等）		
チ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽廃止届出書（環境省令様式第1号）	保健所長	3部
	新規設置届	設置手続きの項参照		4部

2. 確認申請等を伴う場合

（提出書類は、確認申請書と一緒に建築主事又は指定検査確認機関に提出すること。）

変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数
イ. 放流先、放流経路又は放流方法の変更、製造メーカー及び施工業者の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号)放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	建築主事又は指定確認検査機関	5部（うち3部は保健所へ送付）
	確認を要しない軽微な変更届	建築基準法施行細則様式第8号(第25条の2関係)又は指定確認検査機関が業務規定等で定める様式(以下「規則・業務規定等様式」という。)		2部
ロ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書（環境省施行規則様式第1号の3）	建築主事又は指定確認検査機関	5部（うち3部は保健所へ送付）
	新規設置届	設置手続きの項参照		

2. 確認申請等を伴う場合

（提出書類は、確認申請書と一緒に建築主事又は指定検査確認機関に提出すること。）

変更事項	処理区分	提出書類	提出先	提出部数
イ. 放流先、放流経路又は放流方法の変更、製造メーカー及び施工業者の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号)放流経路を朱書きした見取図その他必要な書類	建築主事又は指定確認検査機関	5部（うち3部は保健所へ送付）
	確認を要しない軽微な変更届	建築基準法施行細則様式第8号(第25条の2関係)又は指定確認検査機関が業務規定等で定める様式(以下「規則・業務規定等様式」という。)		2部
ロ. 既設浄化槽が老朽化し、新しいものと取り替える場合	廃止届	浄化槽廃止届出書（環境省令様式第1号）	建築主事又は指定確認検査機関	5部（うち3部は保健所へ送付）
	新規設置届	設置手続きの項参照		

ハ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)	ハ. 浄化槽の設置届を提出し、受理書を受領後、工事着工前に規模、構造等の変更を生じたとき	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照				新規設置届	設置手続きの項参照		
ニ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)	ニ. 受理書受領後、設置計画を中止し、設置しない場合	取り下げ届	浄化槽取り下げ届出書(様式第11号)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)
	確認を要しない軽微な変更届	規則・業務規定等様式				2部	確認を要しない軽微な変更届		
ホ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号)建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)	ホ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できる場合	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号)建物の平面図、人員算定表、その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)
ヘ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽使用廃止届出書(環境省施行規則様式第1号の3)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)	ヘ. 建築物の延面積、用途、処理対象人員、日平均汚水量等が変り既設の浄化槽で処理できない場合	廃止届	浄化槽廃止届出書(環境省令様式第1号)	建築主事又は指定確認検査機関	5部(うち3部は保健所へ送付)
	新規設置届	設置手続きの項参照				新規設置届	設置手続きの項参照		

ト. 告示の処理方法の変更、認定浄化槽と現場打ち浄化槽間の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号) その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事 又は 指定 確認 検査 機関	5部 (うち3部は保健所へ送付)
	確認を要しない軽微な変更届	規則・業務規定等様式		2部

備考：ハの変更にあつては、別途、建築基準法の規定による計画変更申請が必要となる場合がある。

第8 浄化槽の保守点検及び清掃の記録

1. 浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録票(様式第12号)により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録票(様式第13号)によるものとする。
2. 浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者は、この記録票を2部作成し、1部を委託者に交付するとともに、自ら1部を3年間保存しなければならない。ただし、環境省関係浄化槽法施行規則第5条第4項及び第9項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)によって行う場合はこの限りでない。

第9 設置後等及び定期的水質検査の報告

浄化槽協会は、浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定による報告を電磁的方法により保健所長あて行うものとする。

第10 保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等

1. 保健所長は、浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書(様式第14号)により行うものとする。
2. 保健所長は、浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書(様式第15号)又は浄化槽使用停止命令書(様式第16号)により行うものとする。

ト. 告示の処理方法の変更、認定浄化槽と現場打ち浄化槽間の変更	変更届	浄化槽届出事項変更届出書(様式第10号) その他必要な書類(設計計算書等)	建築主事 又は 指定 確認 検査 機関	5部 (うち3部は保健所へ送付)
	確認を要しない軽微な変更届	規則・業務規定等様式		2部

備考：ハの変更にあつては、別途、建築基準法の規定による計画変更申請が必要となる場合がある。

第8 浄化槽の保守点検及び清掃の記録

1. 浄化槽の保守点検の記録は、浄化槽保守点検記録票(様式第12号)により、浄化槽の清掃の記録は浄化槽清掃記録票(様式第13号)によるものとする。
2. 浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者は、この記録票を2部作成し、1部を委託者に交付するとともに、自ら1部を3年間保存しなければならない。ただし、環境省関係浄化槽法施行規則第5条第4項及び第9項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)によって行う場合はこの限りでない。

第9 設置後等及び定期的水質検査の報告

浄化槽協会は、浄化槽法第7条第2項及び第11条第2項の規定による報告を電磁的方法により保健所長あて行うものとする。

第10 保守点検、清掃又は法定検査についての改善命令等

1. 保健所長は、浄化槽法第12条第1項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な勧告をするときは、勧告書(様式第14号)により行うものとする。
2. 保健所長は、浄化槽法第12条第2項の規定により浄化槽の保守点検又は清掃について必要な改善措置又は当該浄化槽の使用の停止を命ずるときは改善命令書(様式第15号)又は浄化槽使用停止命令書(様式第16号)により行うものとする。

附則（平成31年1月28日一部改正）

この要領は平成31年4月1日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。

附則（令和2年2月18日一部改正）

この要領は令和2年4月1日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。

附則（平成31年1月28日一部改正）

この要領は平成31年4月1日から施行するものとし、それまでは従前の例によるものとする。